令和５年度の重点項目

資料１

「男女共同参画プラン・ふくつ」に基づく参画促進施策について、令和５年度は次の３つの重点項目を掲げて事業を進めました。

①「男女がともに歩むまちづくり」に向けた啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野で、「男だから」「女だから」という性別で特性を決めつけることなく、一人ひとりの個性を互いに理解し尊重する意識を醸成していくことが重要となります。そのためには、家庭、地域、学校、職場などの多様な機会を通して、「男女がともに歩むまちづくり」の啓発を進めなければなりません。

広報紙やホームページ等を通じた周知活動のほか、主催事業や出前講座などの機会を通じて、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」のＰＲ活動などに取り組みました。また、「男女平等教育委員会」、「男女共同参画指導員会」等の各種委員を設置し、これらの委員を通じた学校・保育所・幼稚園などへの周知・啓発活動にも力を入れました。

男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用　施策№1 ＜男女共同参画推進室＞

主催事業や出前講座などの機会を通じて、冊子を啓発資料として活用し、条例について説明を行い、周知を図りました。その際、男女共同参画に係る新たな課題等があれば、随時追加して伝えていきます。

男女共同参画宣言都市関連事業の充実　施策№2 ＜男女共同参画推進室＞

９月に「男女共同参画都市宣言関連事業」として講演会を開催しました。執筆家、ポットキャスターである合同会社Caravan CWOの須藤美香さんを講師にお招きし、「自分らしさをはじめよう始めよう」というテーマでお話いただきました。また、他部署と連携のもと、「男女がともに歩む一行詩」の表彰や、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨などを実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」を市民に周知しました。

広報やホームページによる啓発の充実　施策№4 ＜男女共同参画推進室＞

男女共同参画に関する事業や情報を広報紙やホームページ、市公式ＬＩＮＥ等、様々な媒体に掲載し、多くのかたに見ていただけるように、かつ、理解しやすく、関心を持っていただけるように、情報発信を行いました。

地域への意識啓発の充実　施策№7 ＜男女共同参画推進室・地域コミュニティ課・郷育推進課＞

男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけました。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけました。

② 地域における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、市民ひとりひとりが、地域を担う一員として地域活動や社会活動に参画していくためには、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行を見直し、男女共同参画を実現する地域づくりが求められています。また、意思決定の過程と活動の現場に多様な人が参画し、責任を担うことも地域社会が持続可能なものとなるためには必要です。地域活動が、男女共同参画の視点をもって進められるように引き続き啓発を行いました。

地域活動を担う団体への啓発推進　施策№14＜男女共同参画推進室＞

自治会や子ども会育成会、PTA などの団体へ、男女共同参画講座など市が実施する事業についての情報提供を行い、啓発の推進を行いました。

「男女共同参画地域推進員」との共働　施策№15＜男女共同参画推進室、地域コミュニティ課＞

郷づくり地域推進協議会の全ての地域（８地域）に設置された「男女共同参画地域推進員」を通じて啓発活動を行うことにより、男女共同参画の視点に配慮した組織づくりや地域づくりを促進しました。

③ 暴力や虐待を許さない環境づくりの推進

近年、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）等の被害の増加や深刻化が懸念されています。市ではあらゆる暴力を重大な人権侵害として認識し、暴力を許さない社会をつくるための意識啓発を進めました。

また、関係課で構成される「ＤＶ支援措置関係課長連絡会議」や「窓口担当者会議」を開催し、制度の説明、事務の取扱い等の関係機関との連携のもと、被害者の保護や自立支援に迅速に対応するとともに、誰もが安心して相談できるよう相談体制の充実を図りました。

DV防止にむけた啓発促進　　施策№58
＜男女共同参画推進室・人権政策課・教育総務課＞

若い世代に対し、将来にわたりＤＶの加害者にも被害者にもさせないために、学校における交際相手からの暴力（デートＤＶ）防止に関する出前講座の実施など、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進しました。

被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供　　施策№59
＜男女共同参画推進室・市民課・福祉課・高齢者サービス課・こども課＞

ＤＶや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行いました。

被害者の保護・自立支援制度に向けた体制と充実　　施策№60
＜男女共同参画推進室＞

関係課で構成する「ＤＶ等支援措置等関係課長連絡会議」を開催し、ＤＶ等支援措置制度の説明、事務の適切な取扱い等の確認を行いました。また、「ＤＶ等相談窓口担当者会議」を開催し、実際に窓口で対応する職員に対し、窓口での対応案件や相談窓口について説明しました。